

**特別定額給付金(10万円給付)の
申請期限は8月18日まで**

5月14日に郵送で世帯主宛へ申請書を発送し、「特別定額給付金(10万円給付)」の給付を行っています。

まだ申請がお済みでない方は、必ず申請期限までに申請をお願いします。申請期限を過ぎると受付できません。

また、申請書を紛失したなどの理由で再交付を希望される方は、下記問い合わせ先へご連絡ください。

◆給付対象者

- ・基準日(令和2年4月27日)時点で黒潮町に住民登録がある方
 - ・基準日以前に住民票を削除されていた方で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村にも住民登録されておらず、かつ基準日以後初めて黒潮町に住民登録された方
- ◆受給権者**
受給権者は、その方の属する世帯の世帯主
- ◆給付額**
世帯構成員1人につき10万円

◆申請方法

① 郵送による申請方法

申請書に必要書類(本人確認書類(免許証や保険証など)の写し、および振込先口座の確認書類など)を添えて、申請期間内に役場担当窓口へ、同封している返信用封筒(切手不要)で、返信してください。

② オンライン申請方法

マイナンバーカード(顔写真付きのマイナンバーカード)をお持ちの世帯主の方のみ利用できます。

マイナポータルサイトの特別定額給付金申請画面から、必要事項

(世帯主および世帯員の情報、振込先口座情報など)を入力し、振込先口座の確認書類をアップロードして、電子申請してください。本人確認書類は不要です。

※詳しくは、総務省のホームページ「特別定額給付金ポータルサイト」↓「オンライン申請」をご覧ください。

◆申請期限 ※当日消印有効
8月18日(火)まで

◆給付方法

申請書受付後、審査のうえ、申請者の指定口座へ随時、振り込みます。

《配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援》

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により令和2年4月27日以前に今お住まいの市区町村に住民票を移すことができなかった方は、所定の手続きをさせていただくと、次の措置が受けられます。

◆措置の内容

世帯主でなくとも、同伴者の分も含めて、今お住まいの市区町村で特別定額給付金の申請を行い、給付金を受け取ることができます。

手続きを行った方とその同伴者分の特別定額給付金は、世帯主(配偶者など)からの申請があっても世帯主には支給しません。

◆手続きの方法

「特別定額給付金受給に係る配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」に必要事項を記入し、下記のいずれかの書類を添えてお住まいの市区町村の特別定額給付金担当窓口へ提出してください。

書や市町村が発行するDV被害
申出確認書

・保護命令決定書の謄本または正本

※同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることなどが必要です。

※令和2年4月27日以降に今お住まいの市区町村に住民票を移し、住民基本台帳の閲覧制限などの支援措置を受けている方は、申出書の提出のみで構いません。

給付金を装った詐欺に注意

・ATM(現金自動預払機)の操作、手数料の振り込みをお願いすることは、絶対にありません。

・世帯構成、個人番号、口座の暗証番号などの個人情報や電話番号をメールでお問い合わせすることは、絶対にありません。

政府機関や自治体などを装った偽サイトにもご注意ください。

○お問い合わせ
佐賀支所 地域住民課
総合窓口第2係

本庁 住民課 住基戸籍係

☎ 5513112
☎ 4312800